

公益社団法人秋田県農業公社物品調達入札心得

(趣旨)

第1 この心得は、公益社団法人秋田県農業公社が発注する、物品調達の競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

(法令等の遵守)

第2 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、秋田県財務規則その他の法令並びにこの心得、入札公告（条件付き一般競争入札にあっては入札参加者の公募に係る掲示条件等）及び指名通知において指示された事項、現場説明事項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。

(説明会)

第3 原則として、入札説明会は行わないものとし、入札参加者は、当該調達物品の仕様書その他の契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

(質疑)

第4 発注概要書及び仕様書その他における質疑は、条件付き一般競争入札に関する質問書（様式6）により、入札公告において明記する期限及び方法で行うものとする。

(入札保証金)

第5 入札保証金は免除する。

(入札の辞退)

第6 入札参加者は、入札書の開札に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより入札辞退届等を書面で提出しなければならない。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式3）を契約担当者に持参又は郵送により提出すること。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行

者に直接提出すること。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取止め等)

- 第7 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

(納入物品明細書)

- 第8 入札参加者は、入札公告において定めるところにより、契約しようとする物品の仕様等を明記した納入物品明細書（様式4）を入札書とともに提出しなければならない。

(入札)

- 第9 入札参加者は、入札書（様式1）に記名押印の上、指定した日時及び場所において入札書を提出し、又は入札箱へ投入しなければならない。
- 2 入札参加者が、代表権を持つ者（登記記録等により代表権があることが確認できる者をいう。以下「代表者」という。）以外の者である場合は、代表者から入札参加者への委任状（様式2）を提出しなければならない。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

(入札書の書換等の禁止)

- 第10 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

- 第11 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格がない者のした入札
 - (2) 納入物品明細書を提出しない者のした入札
 - (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
 - (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、提示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

第12 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければならない。

(落札者の決定)

第13 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者うち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

2 落札者を決定したときは、口頭、書面等によりその旨を落札者に通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第14 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第15 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として1回までとする。

2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 第11第1号から第5号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者
- (2) 第11第10号に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不相当と認められるもの

3 第6及び第7の規定は、再度の入札の場合に準用する。

(不調時の取り扱い)

第16 入札執行者は、再度の入札をした結果、落札者とすべき者がいない場合は、入札を打ち切るものとする。

2 前項による入札不調への対応は、次の各号による場合がある。

- (1) 再度入札公告を行う。(公募範囲の拡大等を含む)
- (2) 随意契約を行う。
- (3) 予定価格を変更して、新たに入札公告を行う。

(契約保証金)

第17 落札者は、落札決定後速やかに契約金額の10分の1以上の額を保証する次に掲げる契約の保証のいずれかを付さなければならない。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を明示した場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 銀行等の保証
- (4) 履行保証保険契約の締結

2 契約金額500万円未満については、「工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準(平成8年3月27日監-1865)」を準用し、原則として契約の保証を付させないものとする。ただし、特に必要とする場合はこの限りでない。

3 契約保証金の納付については、契約保証金納付届(様式5-1)によるものとし、また還付については、契約保証金還付(口座振替)申出書(様式5-2)を提出するものとする。

(契約書の提出)

第18 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。

(異議の申立て)

第19 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約条項及び仕様書(図面等の添付資料を含む。)についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(支払い)

第20 契約物品の代金については、発注者が行う検査に合格した後、適法な支払請求に基づき支払うものとする。

(その他)

第21 入札参加者は、関係法令及び契約担当者の指導事項を遵守し、契約当事者相互の良好な信頼関係を損なうような行為をしてはならない。

附 則

1 この心得は、令和2年5月1日から施行する

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 ○○ ○○

(代表者が入札する場合)

住 所
商号又は名称
氏 名

⑩

(代理人が入札する場合)

代理人氏名
委任者の商号又は名称

⑩

次の通り入札します。

入札金額 (*1)

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺

円也

件 名 ○○地区○○事業○第○○○号物品調達

《備考》

※ 当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

*1 金額の最初に「¥」記号を併記すること。

(様式2)

委任状

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 ○○ ○○

(委任者)

住 所
商号又は名称
氏 名

⑩

私は、○○○○ を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 ○○地区○○事業○第○○○号物品調達

代理人は次の印鑑を使用します。

使用印鑑

(様式3)

入札辞退届

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 ○○ ○○

(入札者)

住 所
商号又は名称
氏 名

㊞

下記について入札参加確認申請しましたが（指名を受けましたが）、都合により入札を辞退します。

記

件 名 ○○地区○○○事業○第○○○号物品調達

(様式4)

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 ○○ ○○

住 所
商号又は名称
氏 名

納入物品明細書

件 名	○○地区○○事業○第○○号物品調達		
品 名	○○○○	数量	備 考
本体			
付属品			
添付ソフト			
特記事項	1 保証期間 本体○年間。 2 設置・調整作業を含みます。 3 操作説明を行います。 4 その他については、契約後協議します。		

※記入上の注意事項

- ・納品しようとする製品(機器)の製造メーカー名・型式・規格・数量・単位等、仕様書に示した項目を具体的に記載してください。
- ・運搬・調整・包装・既存物品の撤去等の条件がある場合は、その旨を記載してください。
- ・納品しようとする製品(機器)に保証期間がある場合は、保証内容を記載してください。
- ・日付の記入及び押印は、不要です。

(様式4) 【記載例】

公益社団法人秋田県農業公社

理事長 ○○ ○○

住 所 秋田市山王○丁目1-2

商号又は名称 ○○販売 (株)

氏 名 秋田 太郎

納入物品明細書

件名	○○地区○○事業○第○○○号物品調達		
品名		数量	備考
本体 ○○○	△△△社製 A-123	1台	
付属品 □□□ ・ ・ ・ ・	△△△社製 B-345 ・ ・ ・ ・	2個 ・ ・ ・ ・	
添付ソフト	○○システムver1.0 (DVD) 取扱説明書	1枚 1冊	
特記事項	1 保証期間 本体○年間。 2 設置・調整作業を含みます。 3 操作説明を行います。 4 その他については、契約後協議します。		

※記入上の注意事項

- ・ 納品しようとする製品(機器)の製造メーカー名・型式・規格・数量・単位等、仕様書に示した項目を具体的に記載してください。
- ・ 運搬・調整・包装・既存物品の撤去等の条件がある場合は、その旨を記載してください。
- ・ 納品しようとする製品(機器)に保証期間がある場合は、保証内容を記載してください。
- ・ 日付の記入及び押印は、不要です。

(様式5-1)

契約保証金納付届

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 ○○ ○○

(届出人)

住 所
商号又は名称
氏 名

印

契約保証金を納付したので、領収書写し等を添付しお届けします。

件 名	○○地区○○事業○第○○号物品調達
契 約 金 額	¥
契 約 保 証 金	¥
口座振替払の振込 銀行及び口座番号	シャ)アキタケンノウギョウコウシャ ○○銀行 ○○支店 当座・普通 ●●●●●●●●
(領収書写し等添付欄)	

(様式5-2)

契約保証金還付(口座振替)申出書

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 ○○ ○○

(申出人)

住 所
商号又は名称
氏 名

印

契約保証金の還付は、次により口座振替払によることを申し出します。

件 名	○○地区○○事業○第○○号物品調達
契約保証金額	¥
口座振替払の振込 銀行及び口座番号	○○銀行△△支店 当座 普通 ○○○○○○

(様式6)

条件付き一般競争入札に関する質問書

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 ○○ ○○

(入札参加者)

住 所

商号又は名称

氏 名

⑩

電 話 番 号

(作成担当者

)

件 名	○○地区○○事業○第○○○号物品調達
質 問 事 項	
回 答	

(記載例) 封筒…規格寸法は任意

			令和○年○月○日
	公益社団法人秋田県農業公社		
	理事長	○○○○	様
	入 札 書		
印	件名	○○地区○○○○事業○第○○○○号物品調達	
	住 所	○○○○	
	商号又は名称	○○○○	
	氏 名	○○○○	
	代 理 人	○○○○	印